

資本金等の額に関する計算書（第6号様式別表5の2の3）記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、無償増資等及び無償減資等を行った法人、地方税法（以下「法」といいます。）第72条の19の規定の適用を受ける法人（内国法人で外国に事務所等を有するもの。以下「特定内国法人」といいます。）、収入金額課税事業（電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業、以下同じ。）をあわせて行う法人、非課税事業（林業、鉱物の掘採事業等、以下同じ。）をあわせて行う法人、課税標準の特例（地方税法附則（以下「法附則」といいます。）第9条第1項、第4項から第7項まで）の規定の適用を受ける法人又は外国法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。（これらに該当しない法人はこの計算書の提出は必要ありません。）

なお、法第72条の21第1項第1号の規定の適用を受ける法人（無償増資等による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人）にあつては、剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を、同条第1項第2号の規定の適用を受ける法人（無償減資等による資本の欠損のてん補を行った法人）にあつては、資本の欠損のてん補を行った事実及び資本の欠損のてん補に充てた金額を証する書類を、同条第1項第3号の規定の適用を受ける法人（剰余金を損失のてん補に充てた法人）にあつては、剰余金を損失のてん補に充てた事実及び剰余金を損失のてん補に充てた金額を証する書類を、それぞれ添付してください。（例：株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）

2 各欄の記載のしかた

※資本金等の額（第6号様式別表5の2の下表「資本金等の額又は連結個別資本金等の額2」の㉓の欄の金額）が零又は負数である場合は、この計算書の記載は不要です。

※この計算書の各欄において1未満又は1円未満の端数があるときは、その端数又は端数金額を切り捨ててください。

欄	記載のしかた
1 従業者数を記載すべき欄(㉑及び㉒、㉓及び㉔、㉕から㉗までの各欄)	当該事業年度終了の日（仮決算による中間申告又は前事業年度と分割基準が著しく異なる場合の予定申告にあつては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在における従業者の数により記載します。
2 「資本金等の額㉑」	収入金額課税事業をあわせて行う内国法人が、第6号様式別表5の2の下表「資本金等の額又は連結個別資本金等の額2」の㉓の欄の金額を記載します。なお、当該法人が法第72条の21第1項第1号から第3号まで、法附則第9条第1項の規定の適用を受ける場合にあっては、㉑又は㉒の欄の金額を記載します。
3 「収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業者数㉑」	特定内国法人にあつては、収入金額課税事業以外の事業に係る国内の事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）及び外国の事務所等の従業者の合計数を記載します。
4 「期末の総従業者数㉒」	特定内国法人にあつては、国内の事務所等及び外国の事務所等の従業者の合計数を記載します。
5 「外国の事業に係る控除額㉓」	(1) 第6号様式別表5の2の2㉑の欄の金額から第6号様式別表5の2の2㉒の欄の金額を控除した額及び第6号様式別表5の2の2の㉑の各欄の金額がともに零を超える金額であつて、かつ、㉑の欄の割合が50%以上である法人又は従業者数あん分により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する法人にあつては、㉑の欄の金額に第6号様式別表5の2の2の㉒の欄の金額を乗じて得た額を第6号様式別表5の2の2の㉑の欄の金額で除して計算した金額を記載します。 (2) (1)以外の法人にあつては、㉑の欄の金額に第6号様式別表5の2の2の㉒の欄の人数を乗じて得た額を第6号様式別表5の2の2の㉑の欄の人数で除して計算した金額を記載します。 (3) 航空運輸業又は海運業を行う法人が運賃収入金額による区分計算により国外付加価値額を計算した場合にあつては、㉑の欄の割合に関わりなく、上記(1)により計算した金額を記載します。
6 「特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属する付加価値額の割合㉓」	この割合に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。 ※従業者数あん分により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する法人は記載する必要はありません。
7 「国内における非課税事業に係る期末の従業者数㉒」及び「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数㉑」	収入金額課税事業をあわせて行う法人にあつては、収入金額課税事業に係る従業者数を除いた人数を記載します。
8 「法第72条の21第1項第1号に係る加算㉑」	法第72条の21第1項第1号の適用を受ける法人が記載します。
9 「法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除㉑」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 法第72条の21第1項第2号の規定の適用を受ける法人 平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に、資本又は出資の減少による資本の欠損のてん補に充てた金額並びに資本準備金による資本の欠損のてん補に充てた金額の合計額 (2) 法第72条の21第1項第3号の規定の適用を受ける法人 平成18年5月1日以後に、会社法第446条に規定する剰余金を同法第452条の規定により規則附則第3条第3項で定める損失のてん補に充てた金額の合計額
10 「法附則第9条第1項に係る額㉑」	法附則第9条第1項の適用を受ける法人が資本金の額に2を乗じて得た額を記載します。
11 「月数あん分後の資本金等の額㉑」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 法附則第9条第4項から第7項までの規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の㉑の欄の金額 (2) (1)に掲げる法人で、かつ、特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う内国法人 ㉑の欄の金額から㉒の欄の金額を控除した金額
12 「未収金の帳簿価額㉑」	法附則第9条第7項の規定の適用を受ける法人が、当該法人の当該事業年度終了の時における建設事業未収入金の帳簿価額を記載します。
13 「総資産価額㉑」	法附則第9条第7項の規定の適用を受ける法人が、地方税法施行令附則第6条の2第1項の規定により計算した金額を記載します。
14 「月数あん分後の資本金等の額㉑」	※外国法人の各事業年度の資本金等の額については、当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額を用いて計算してください。
15 「期末の総従業者数㉑」	国内の事務所等及び外国の事務所等の従業者の合計数を記載します。